

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 29 年 12 月 20 日
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年 7 月 19 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記検討計画における「規制の見直しの検討に着手する事項（1 件）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記①のとおり、御報告いたします。

また、「平成 28 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等」において、「検討中」となっていた提案事項（1 件）について、その後の検討状況を下記②のとおり、御報告申し上げます。


①平成 29 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)		検討結果（又は検討状況） (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
1	協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の見直し 【協会員の従業員に関する規則】	○ 信用取引やデリバティブ取引は、保有する金融資産やポートフォリオに対するヘッジ機能を提供するなど、投機的利益の追求を目的としない取引も存在し、資産形成やリスク管理に有効な取引手段の一つである。 また、協会員の役職員が実際に自己で取引を行うことにより、これまで以上に投資家の立場に立った説明ができるようになるなどのサービスの品質向上が期待できるほか、信用取引は仮需要の供給による流動性の向上という機能もあることから、商品の流動性の向上に資することも考えられる。	<div style="text-align: center;">○ 検討済</div> 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」における議論では、規則見直しについて一部積極的な意見はあったものの、合意形成には至らなかった。そのため、改めて書面による意見照会をした結果、以下のような理由によ

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
		<p>さらに、海外では全面的な禁止はしておらず、各社の方針や社内手続きによって管理・運用が任されており、国内における原則禁止の取扱いは海外と比べて非常に厳しい規制になっている。</p> <p>以上の理由から、協会員の役職員による信用取引及びデリバティブ取引を解禁し、代わりに投機的利益の追求を目的とした取引等の防止のための社内管理態勢の整備等を求める規制に変更してはどうか。</p>	<p>り、現状維持が妥当との意見が大多数を占めるため、規則の見直しは行わないとの結論に至った。</p> <p>従業員による専ら投機的利益の追求を目的とした売買は内閣府令で禁止されているところ、一般的には現物取引と比して信用取引等は投機的取引と見られることが多く、信用取引等の全てが投機的取引に該当するものではないとの意見はあるものの、投機的取引に該当しない範囲を予め設定することは容易ではなく、仮にその範囲を設定できたとしても、その遵守のための内部管理態勢の構築には大きな労力及びコストが必要になると考えられる。</p> <p>これらのことから、現時点において規則改正を</p>

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
			行う積極的理由は見出しにくく、当面は現状維持が妥当と考えられる。

②平成 28 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等

項番	提案事項	提案の概要	結果
2	<p>取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外</p> <p>【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】</p>	<p>○ 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により以下の1～3の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。</p> <p>しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、1～3に該当する銘柄を了知していると思われるが、とりわけ1の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲載され、また、証券各社のホームページにも掲載されている。</p> <p>については、1の日々公表銘柄については、説明義務の対象から除外してはどうか。</p> <p>1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄</p> <p>2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄</p> <p>3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を行った銘柄</p>	<p> ○ 検討済</p> <p>「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行った結果、本提案について一定の方向性は議論できると考えられるものの、PTSにおける信用取引全体の枠組みがわかってから検討すべきであるとの合意が得られたため、PTSにおける信用取引解禁の議論の動向を確認後、再度議論を行うこととなった。</p>

以 上